

消費生活出前講座のご案内



置賜消費生活センターでは、消費生活出前講座を行っております。センターの職員が皆さんのところにお伺いして、消費生活に関する事柄について分かりやすくお伝えしています。講座は、平日の日中だけでなく、土日や夜間も対応しており、費用は無料です。置賜消費生活センターまでお気軽にお問い合わせください。



成人
向け

町内会や公民館の催し、ご近所のサロン等の集まりにお呼び下さい。歌や体操、啓発かるたなども織り込みながら、悪質商法による被害とその対処法、契約トラブルを防ぐための注意点のほか最近の契約トラブルの事例なども紹介しています。

幼児
向け

置賜消費生活センターでは、《幼児向けの出前講座》も行っております。絵本や紙芝居を観たり、一緒に簡単な体操をしながら、お金や物の大切さや食べ物大切さについて、飽きずに楽しく受講していただけるよう工夫をしています。



置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238(24)0999

FAX：0238(26)6072

いつでも呼んでケロ!

お申込みはこちらまで





生活安全情報

長井警察署生活安全課から

有料サイト利用料金などを名目に、プリペイドカード式電子マネーで支払いを求める詐欺が急増しています。犯

行手口は、電子メールなどで「利用料金が未払いです。支払わない場合は裁判になります。止めるには電子マネーを購入して支払って下さい。」などと不安をあおる内容です。相手から「**電子マネーで利用料金を支払って下さい。**」などと言われるのは、**全て詐欺です**。慌てて相手に連絡することなく、必ず警察や消費生活センターに相談して下さい。



「保険金が使える」という住宅修理サービスでのトラブルにご注意！

事例

「火災保険を使って雪害による屋根の補修工事ができる。保険証券番号がわかれば保険金の範囲内で工事をする。」と電話があった。その後、業者が訪問し、保険金請求代行委任状に記名捺印し、屋根の写真を業者が撮っていった。

火災保険会社に問い合わせると「証券番号は業者に教えなように」と言われ不安になった。委任状には解約に関する記載はない。申し込みを撤回したい。（川西町・70代・男性）



アドバイス

火災保険の請求は、基本的に契約者本人が行わなければならない。また、保険金が下りるかどうかは補償内容を確認する必要があります。この事例では、請負工事を条件としていることから、早急に業者にキャンセルを申し出るように助言したところ、後日、業者が自宅に訪し、委任状を破棄して解決にいたりしました。

*「保険金が使える」といって勧誘されたときは、修理サービス等の契約前に加入先の損害保険会社に相談しましょう。なお、トラブルになった場合には、**消費生活センター**で相談を受け付けています。

6月・7月の消費生活法律相談

6月8日(木) 13:30~15:30

7月6日(木) 13:30~15:30

* 弁護士が無料でアドバイス(30分)

* 電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238(24)0999

FAX：0238(26)6072